

資料2-2

別表 新たな規制の特例措置等の提案書
提案団体名:岩手県

番号	提案項目	根拠法令等の条文	現行の規制・制度の概要と問題点	提案の具体的内容	提案理由
1	再生可能エネルギー（風力・地熱）を活用した自立・分散型エネルギー体制確立のための特例	農地法第4条第1項、第5条第1項（農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項）	① 現行の規制・制度の概要 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農用地区域内農地及び第1種農地の転用を一部例外を除き、原則不許可としている。 ② 問題点 本県では、東日本大震災津波での大規模かつ長期間にわたる停電を教訓とし、震災復興に際して、災害時においても一定のエネルギーの供給が可能な「災害に強い地域づくり」を復興の取組として位置付けている。 この実現のためには、本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーを活かし、電力自給率を向上するとともに、県内各地域で自立・分散型エネルギー供給体制を構築することが必要である。特に、再生可能エネルギーのうち、風力及び地熱については、推定利用可能量が全国で第2位にあり、この優位性を有効活用した取組を促進していくこととしているところ。 一方、これらのエネルギーは、地理的条件により導入適地が限定されており、適地の中には開発行為や農地転用が困難である農用地区域内農地や第1種農地が含まれることがあることから、農林水産業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入促進が共存できる環境整備が必要である。	東日本大震災復興特別区域法関係 ・復興推進事業として、「再生可能エネルギー（風力・地熱）による発電施設整備事業」を追加すること。 ・特定地方公共団体が、復興推進事業として再生可能エネルギーによる発電事業を定めた復興推進計画について認定を受けたときは、優良農地の確保に支障を生じないことを前提に、規制の特例措置として、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定により許可を受けるべきものに対し、これらの許可があつたものとみなすこと。	優良農地の確保に支障を生じないことを前提としながら、農地の転用制限等を緩和し、再生可能エネルギーの導入環境を整備することにより、復興に向け各地域で取り組んでいる自立・分散型エネルギー供給体制の構築が一層促進されるとともに、設備投資や施設管理者の新規雇用等も期待され、被災地の地域経済の活性化にも寄与する。